

## 商品概要説明書

(令和4年4月1日現在)

商品名	フリーローンDASH
ご利用いただける方	○当JAの営業地区内に在住の方。 ○お借入時の年齢が満20歳以上完済時満81歳未満の方。 ○定期収入が見込まれる個人。 ○当JAが指定する保証機関の保証が受けられる方。 ○その他当JAが定める条件を満たしている方。
資金の使途	○生活に必要とする一切の資金とする。
借入金額	○10万円以上1,000万円以下(1万円単位)とします。但し、事業資金を含む場合は上限500万円以下とする。
借入期間	○10年以内とします。
借入利率	【固定金利型】 お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。 お借入時の利率は、当組合所定の方法により見直しを行います。 ○利率は店頭に掲示します。詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。
返済方法	○元利均等返済(毎月の返済額(元金+利息)が一定金額となる方法)とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式(毎月返済方式に加え年二回の特定月に増額して返済する方式。但し、特定月増額の合計総額は、借入金額の50%以内、1万円単位です。)のいずれかをご選択いただけます。
担保	○不要です。
保証人	○当JAが指定する保証機関(㈱オリエントコーポレーション)の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。
保証料	○保証料率は、金利に含まれております。
手数料	○ご融資の際、0円の事務手数料(消費税等含む。)が必要です。 ○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済される場合は、次の事務手数料(消費税等含む。)が必要となります。 ・全額繰上返済の場合……0円 ・一部繰上返済の場合……0円 ○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は5,500円の条件変更手数料(消費税等含む。)が必要となります。

<p>苦情処理措置および紛争解決措置の内容</p>	<p>○苦情処理措置          本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店または金融共済部（電話：023-624-8269）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。          また、山形県農業協同組合中央会が設置・運営する山形県JAバンク相談所（電話：023-634-8234）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置          外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融共済部または山形県JAバンク相談所にお申し出ください。          東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）※1          第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588）※1          第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）※1          仙台弁護士会紛争解決支援センター（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記山形県JAバンク相談所にお申し出ください。）※2          山形県弁護士会示談あっせんセンター（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記山形県JAバンク相談所にお申し出ください。）※2          ※1「利用者からの直接申し立てを可能としている」弁護士会を選定した場合          ※2「JAバンク相談所を通じての利用となる」弁護士会を選定した場合</p>
<p>その他</p>	<p>○お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○印紙税が別途必要となります。</p> <p>○現在のお借入利率やご返済の試算については、当JAの融資窓口までお問合せください。</p>

JAやまがた

（注）借入利率は、「固定金利型」となります。